

患者様へ

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」
についての説明文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書」の使用について

私どもは、安全かつ有効な薬物治療を実施するための方策の一つとして、処方箋を作成する医師とくすりを調剤する薬剤師との間で、それぞれの業務の中で確認が必要と思われる事項について相互に報告することが必要と考えています。

具体的には、「処方・調剤業務における確認事項報告書」に必要事項（例えば、実施した服薬説明の内容、併用に注意を要する薬など）を記入し主治医にファックスで送ります。主治医はその報告事項を次回の診療や処方箋作成に活用します。また、必要があれば患者様の同意のもと、薬剤師に返答の形で情報を提供する場合があります。

この調剤・服薬指導や処方における業務内容の連絡・確認は、法律的にも保険制度や医療法のなかで認められており、通常の医療行為の範囲内で行われ、個人情報保護法にのっとり運用されることとなります。

「処方・調剤業務における確認事項報告書」を用いた医薬情報交換に関する調査について

私どもは、医師と薬剤師の間の情報交換の内容および有用性について調査するために、患者名および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名を除いた上で、報告書の写しを解析させて頂きたいと思っております。解析および結果公表に当たっては、患者様個人および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名は同定されません。報告書の写しは東北薬科大学病態生理学教室において大野勲により厳重に管理されます。また、調査のための患者様による費用負担は一切ありません。当然のことながら、この報告書の使用に同意されなくとも患者様には医療上の不利益は一切生じません。また、いったんこの調査に参加することに同意した後でも、いつでも自由に調査への参加をとりやめることができます。尚、この研究は、厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業の一環として実施されます。解析結果は学会等で公表されます。

より円滑で安全な処方・調剤業務の体制構築の為、ご協力をお願い致します。

調査研究当薬局責任者 _____

調査研究責任者 東北薬科大学病態生理学教室 大野 勲

同意文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」

担当者による同意取得の確認

私は、患者さんに対し、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、下記の内容を十分に説明し同意を得られたことを確認しました。

平成 年 月 日

担当者名 _____ (自署)

患者様による同意の確認

私は、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、同意説明文書を受領し、下記の内容について担当者から詳しい説明を受け、十分に理解した上で、本調査に参加することに同意いたします。

平成 年 月 日

署名 _____ (自署)

(代諾者の場合、患者氏名および患者との続柄 _____)

記

1. 調査の目的・方法・内容
2. 結果の公表とプライバシーの保護
3. 調査費用の負担は無いこと
4. 自由意志による同意であり、また、同意の後いつでも撤回できること
5. 同意しなくとも何ら不利益を被らないこと

処方・調剤業務における確認事項報告書

報告日：平成 年 月 日

【担当医】

東北労災病院（ 科）

担当医師名

FAX 022-275-7493 薬剤部

【担当薬剤師】

薬局名

担当薬剤師名

FAX

報 告 事 項

患者氏名： (ID：)

性別： 男・女 生年月日： 年 月 日 (歳)

① 【確認を要する事項】 (該当箇所： →)

服薬指導に関する事項

コンプライアンスに関する事項

他院・他科受診状況 (施設名： 診療科 科)

注意を要する薬剤 (薬剤名1：)

(薬剤名2：)

(薬剤名3：)

有害事象 (因果関係のないものを含む) に関する事項

患者生活環境・苦情に関する事項

その他 ()

② 【確認内容 (①の「」箇所について記載)】

③ 【コメント (上記②に対する回答等)】

様式第3号

受付番号 1108-7

平成20年9月25日

倫理委員会審査結果通知書

実施責任者
大野 英澄

東北医科大学医学部・
大学院医学研究科倫理委員会
委員長 青崎文彦



実施名：基幹と基幹館による患者情報交換システムに関する研究

上記課題の申請計画を平成20年9月25日の倫理委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので、通知します。

七

判定

- 承認する。
- 条件付きで承認する。
- 変更を勧告する。
- 承認しない。
- 該当しない。

条件又は変更勧告の内容及び理由：

「医薬連携喘息セミナー」

病態から治療の実際まで

日時 平成21年2月7日(土) 15:00-

会場 江陽グランドホテル5F 鳳凰の間

宮城県仙台市青葉区本町二丁目3-1 TEL: 022-267-5111

目的

喘息治療において、医師と薬剤師が病態、薬物治療、服薬指導に関する情報・知識を共有することにより、より連続性のある医療を患者に提供することを目的としたセミナーです

喘息治療薬の展示 (15:00-)

座長: 大野 勲 先生/東北薬科大・病態生理学教室

喘息の病態 (15:30-16:00)

大河原 雄一 先生/東北薬科大・保健管理センター

喘息治療薬の薬理、薬物動態 (16:00-16:30)

丹野 孝一 先生/東北薬科大・薬理学教室

座長: 田村 弦 先生/仙台気道研究所

喘息治療・管理のガイドライン (16:30-17:30)

【成人喘息】三浦 元彦 先生/東北労災病院呼吸器科

【小児喘息】三浦 克志 先生/宮城県立こども病院総合診療科

喘息治療薬の服薬指導 (17:30-18:00)

由良 温宣 先生/東北労災病院薬剤部

質疑応答 (18:00-18:15)

※当日会費 1000円を受付にて徴収させていただきます。

※セミナー終了後、情報交換会を予定しております。

※日本医師会生涯教育講座5単位、日本アレルギー学会専門医研修2単位

日本薬剤師研修センター認定1単位、日本病院薬剤師会生涯研修1.5単位

共催

せんだい医薬連携セミナー、宮城県医師会、宮城県薬剤師会、宮城県病院薬剤師会

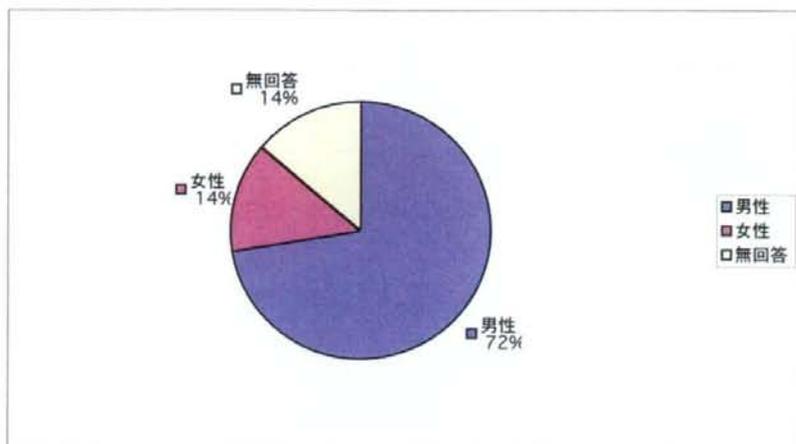
日本アレルギー協会東北支部、薬物吸入療法研究会

東北薬科大学(厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

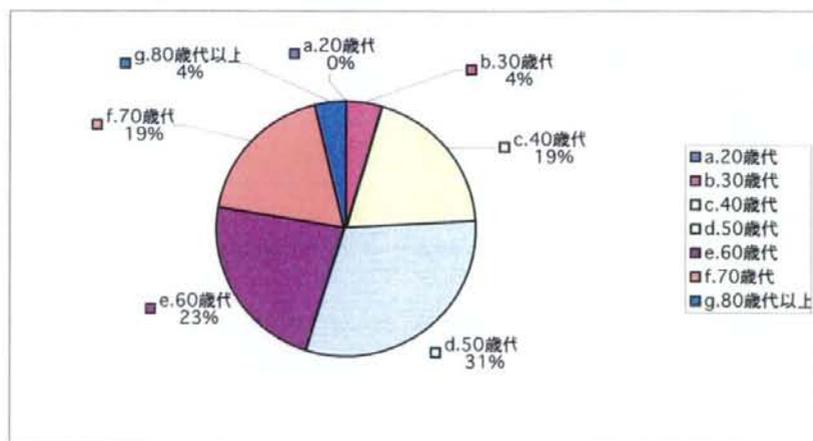
アストラゼネカ(株)、グラクソ・スミスクライン(株)、大日本住友製薬(株)、帝人ファーマ(株)

資料 18

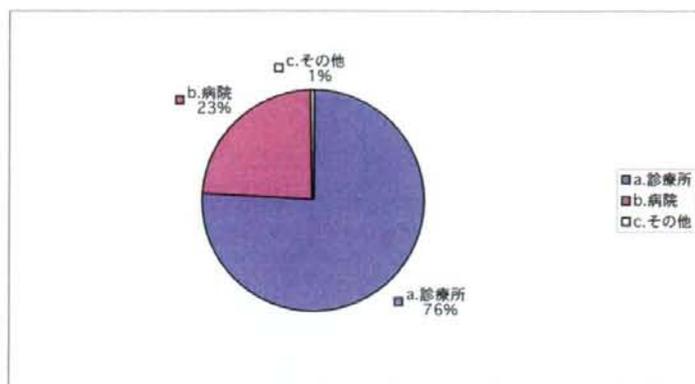
性別



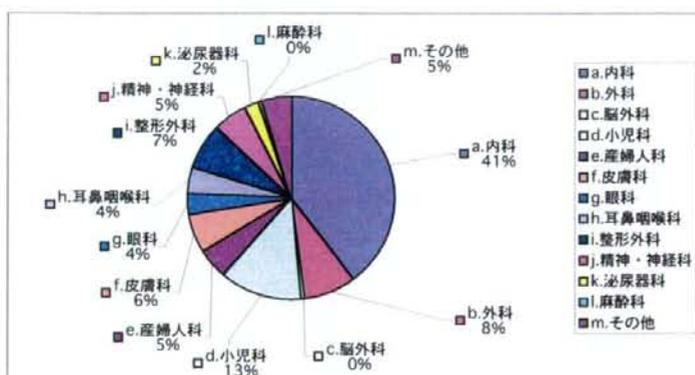
年齢



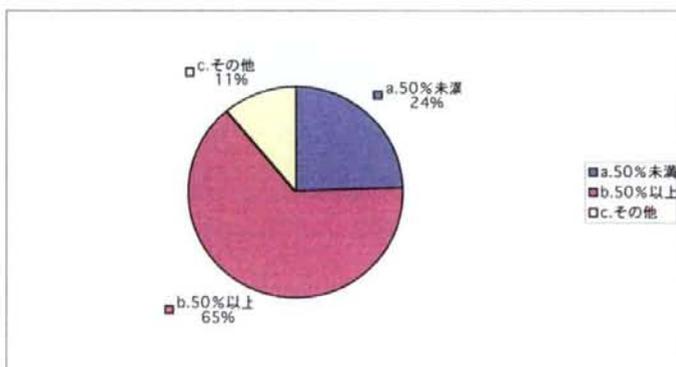
勤務形態



診療科

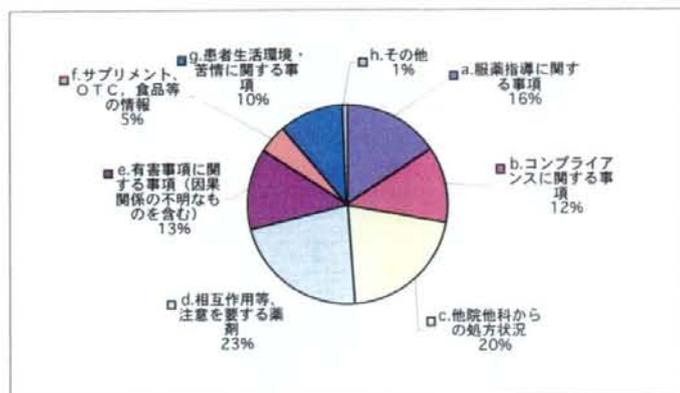


院外処方箋の比率

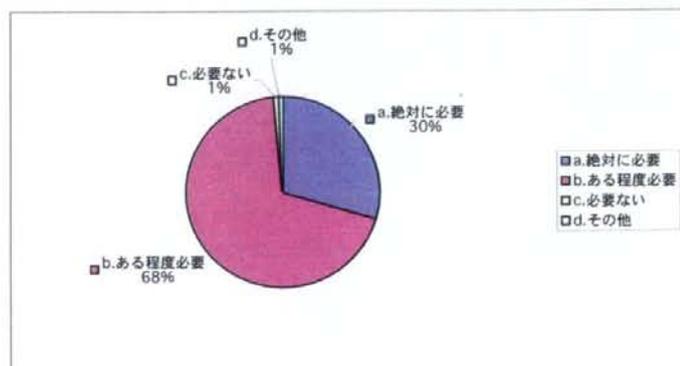


I. 院外の薬剤師から医師への情報提供について

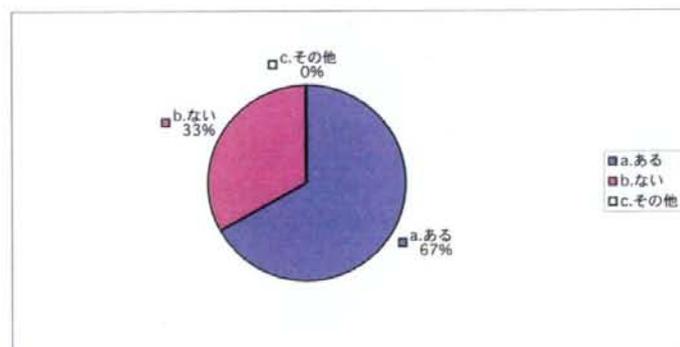
薬剤師から情報提供を受けるとした場合、有用と思われるものをお選び下さい。



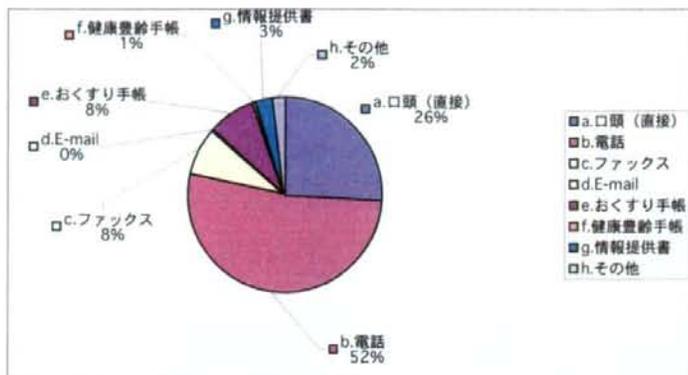
薬剤師から上記のような情報の提供はどの程度必要だとお考えですか？



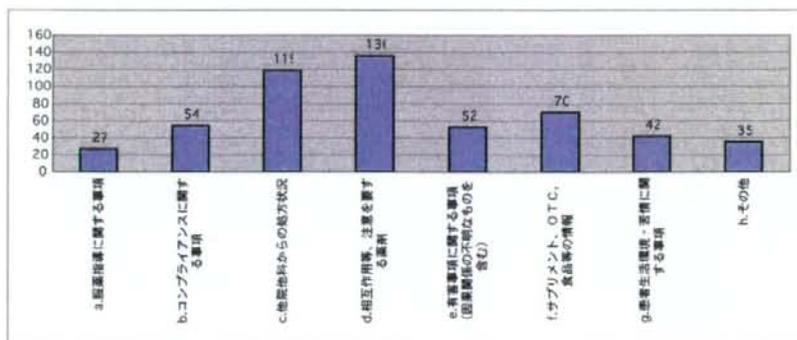
薬剤師から上記のような情報の提供を受けましたことがありますか？



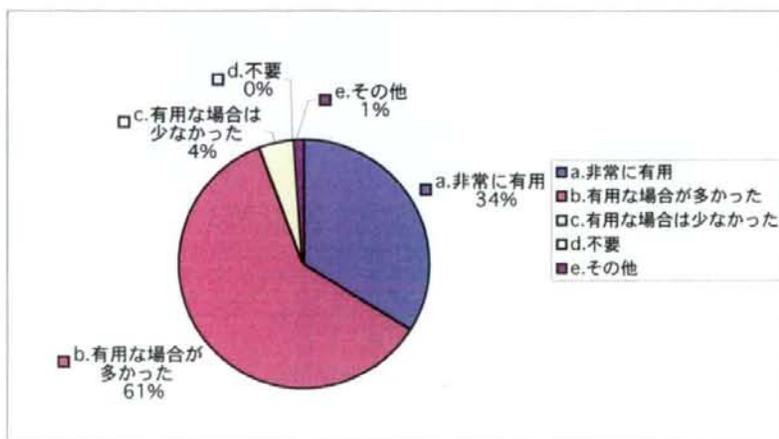
「a. ある」とお答え頂いた先生へ
 どのような手段でしたか？



どのような内容でしたか？

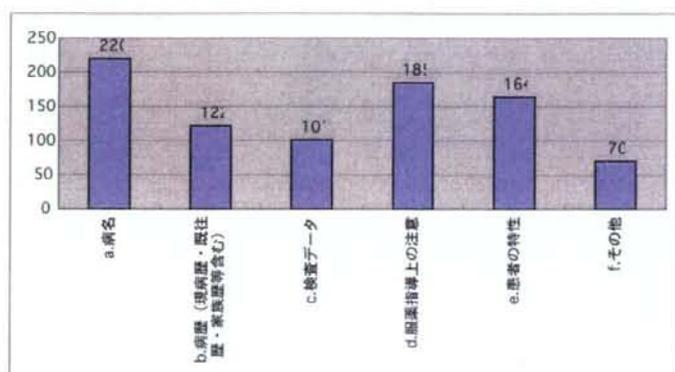


提供された情報は診療に有用でしたか？

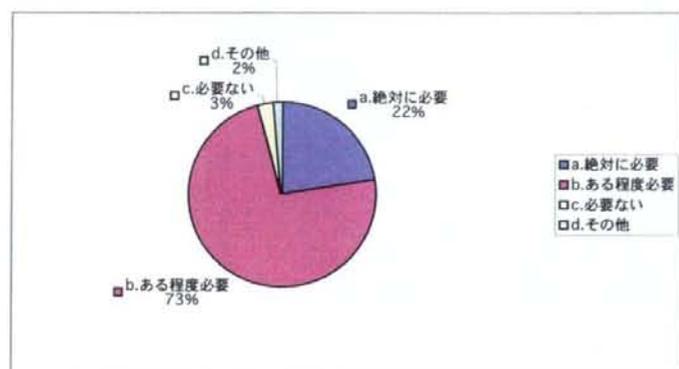


II. 医師から院外の薬剤師への情報提供について

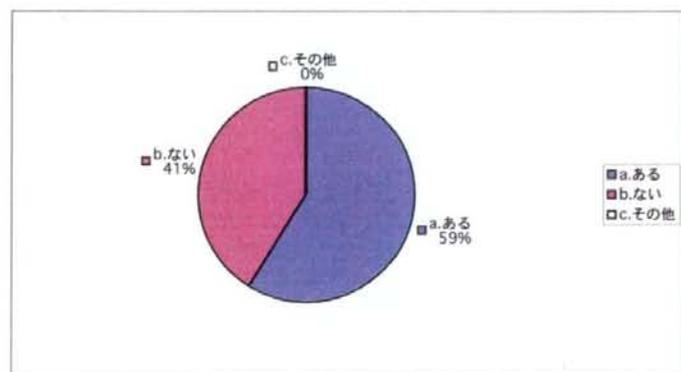
薬剤師へ情報提供とした場合、どのような情報が提供可能ですか？



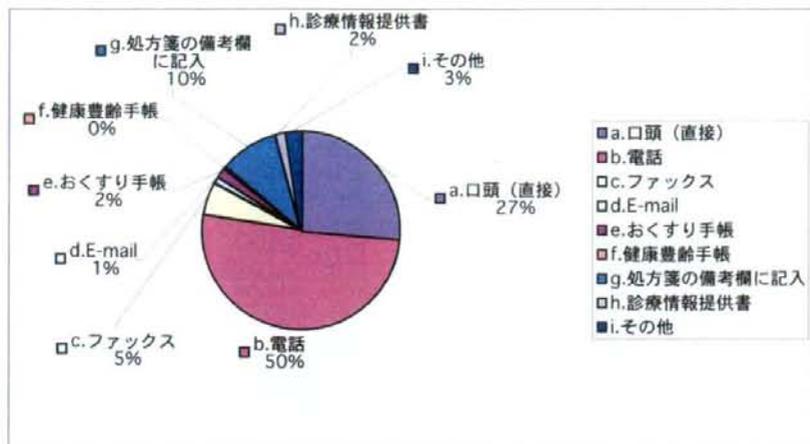
薬剤師へ上記のような情報の提供はどの程度必要だとお考えですか？



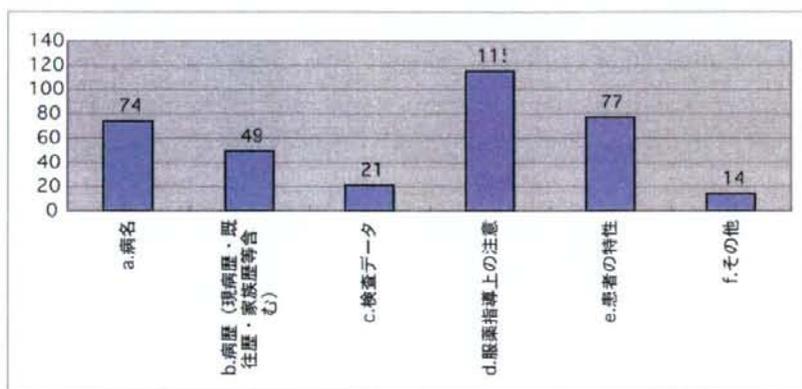
薬剤師へ上記のような情報を提供したことはありますか？



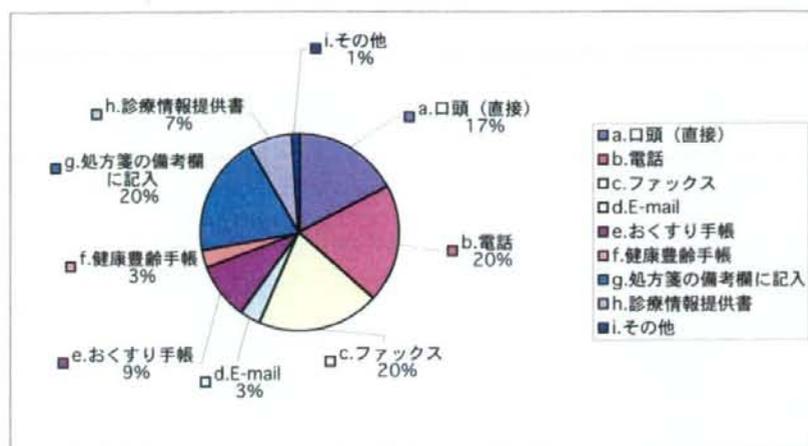
「a. ある」とお答え頂いた先生へ
 どのような手段でしたか？



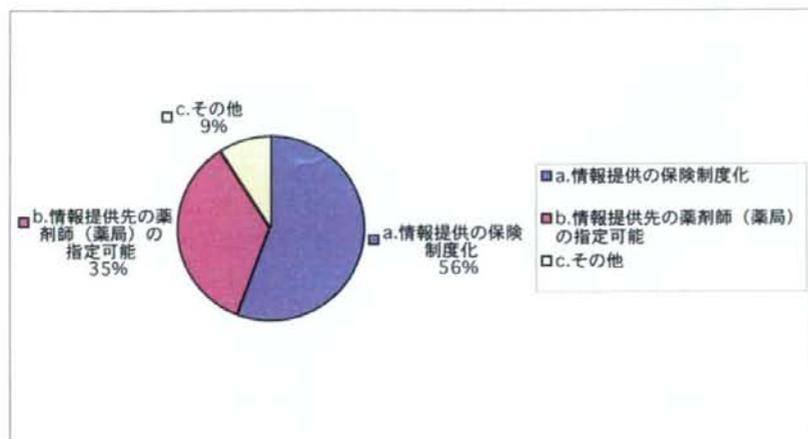
どのような内容でしたか？



現時点で医師から薬剤師へ情報を提供する場合、どのような手段が考えられますか？



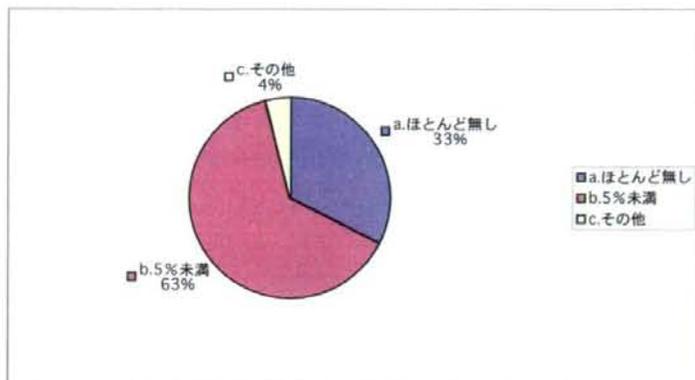
将来的に薬剤師 (薬局) との情報交換を促進するにはどのような方策が必要と考えますか？



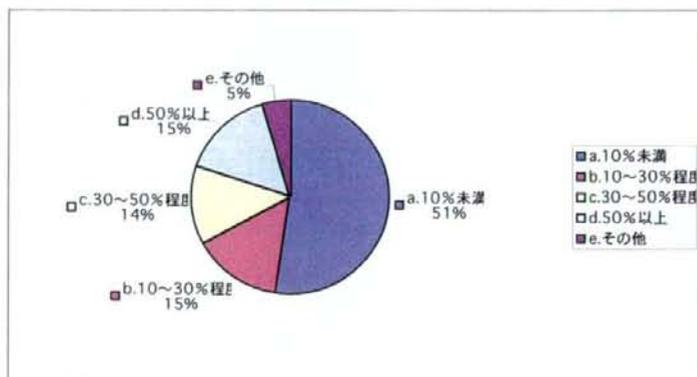
c. その他

- ・ とにかくコマ目に連絡を取り合う姿勢が大切。
- ・ 両者 (医・薬) 合同の勉強会
- ・ 処方箋備考欄の整備。処方箋の備考欄を作って書き込めるようにする。
- ・ PCを使ったカード方式による病名情報交換
- ・ 個人情報としてどこまで何が許されるのか確認される事も必要
- ・ 医師と薬剤師の間に患者の個人情報共有されることについて十分社会に認知されること

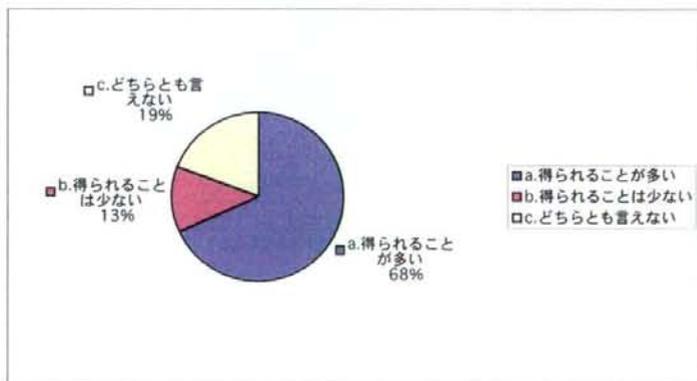
Ⅲ. 処方内容についての薬剤師からの問い合わせ（疑義紹介）について
 問い合わせの頻度は発行処方箋の何%程度ですか？



処方内容の変更あるいは取消しに至るのは、問い合わせのどの程度でか？



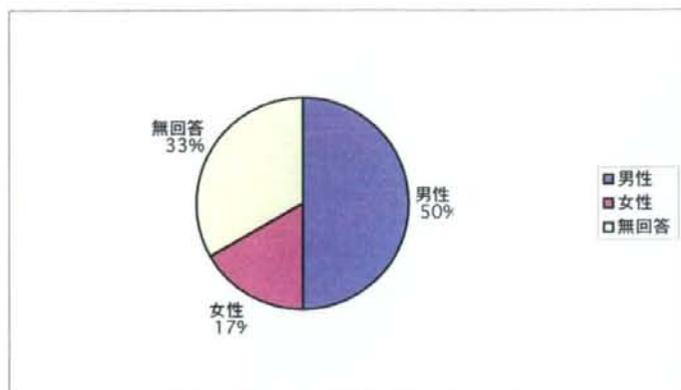
疑義紹介により有用な情報は得られましたか？



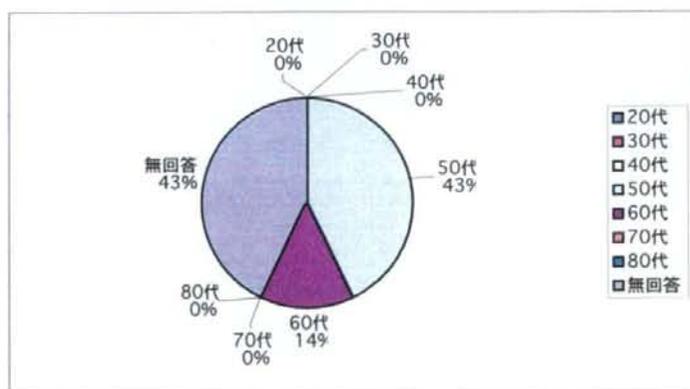
資料 1 9

医師

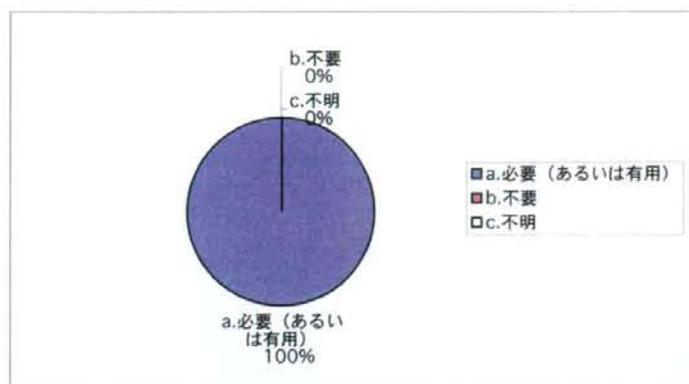
性別



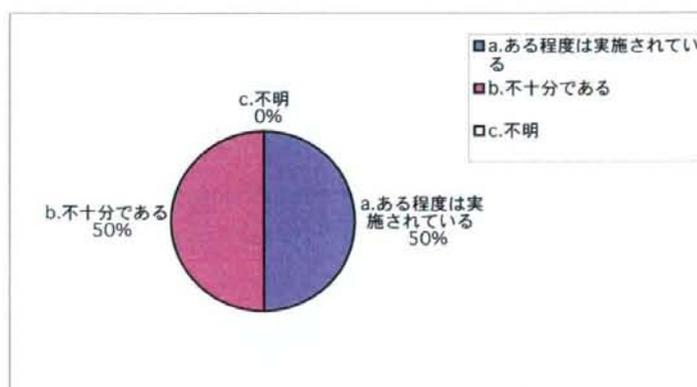
年齢



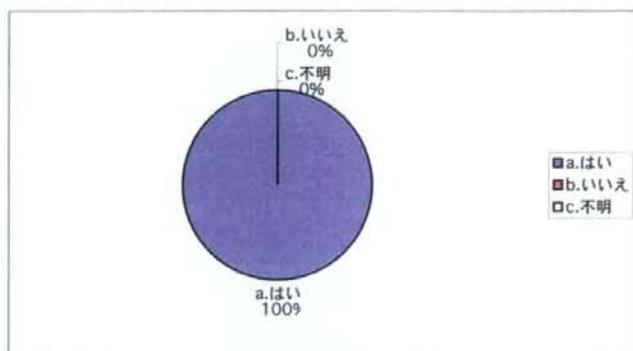
外来患者の薬物治療の実施にあたり、薬剤師から医師への患者の情報の提供（緊急時および疑義照会としての情報交換は除く）は、医師にとって



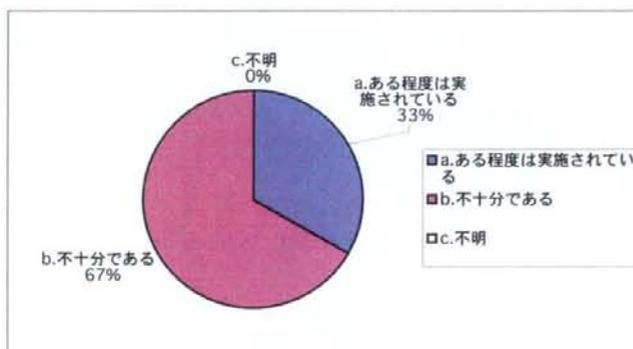
外来患者の薬物治療の実施にあたり、薬剤師から医師への患者の情報の提供は、医師の必要性からすると



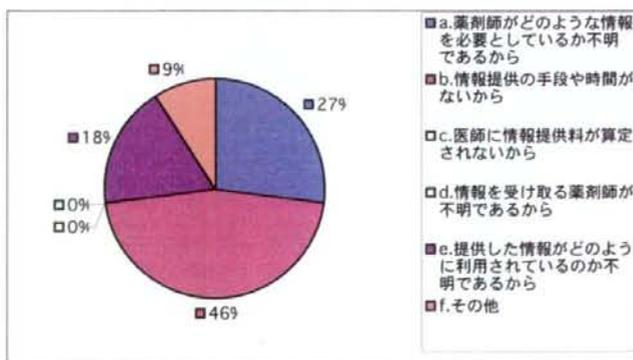
外来患者の薬物治療の実施にあたり、医師から薬剤師への患者の情報の提供は、薬剤師にとって有用（有用かもしれない）と思いますか？



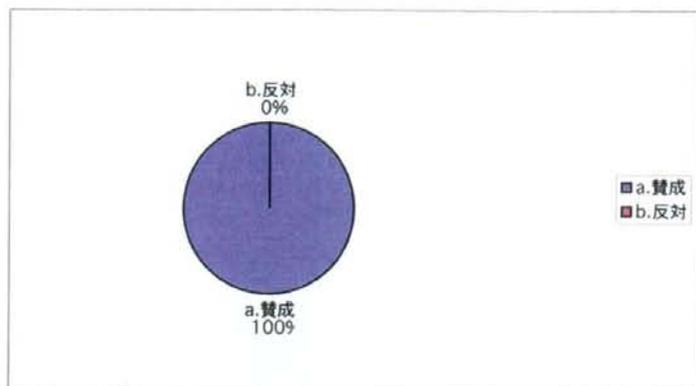
外来患者の薬物治療の実施にあたり、医師から薬剤師への患者情報の提供は、薬剤師の必要性からすると



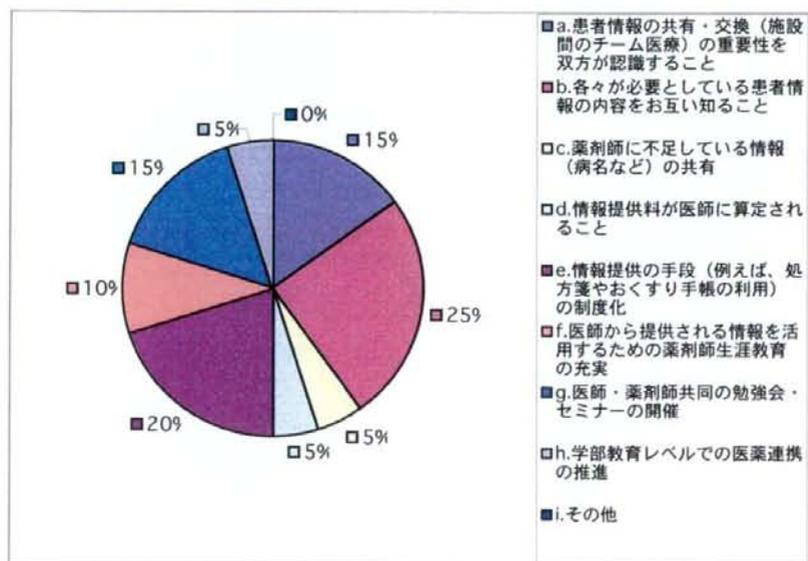
医師から薬剤師への患者情報の提供が b. 不十分であるとお答え頂いた先生へおたずねします。何が原因と考えますか？（複数回答可）



患者の同意のもと、医師から薬剤師へ外来患者（院外処方発行された）の病名を提供することは？

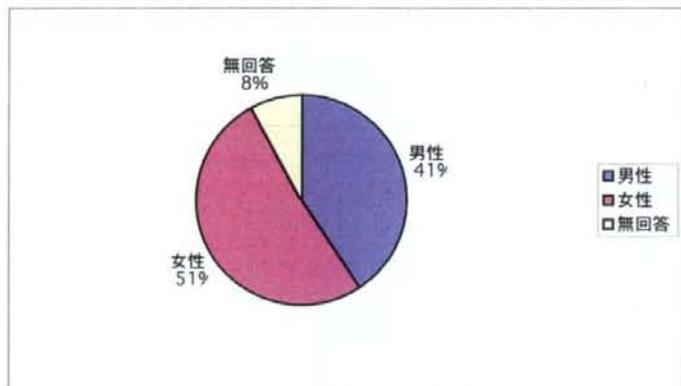


医師と薬剤師間の患者情報の交換を促進するためには？（3つ選んで下さい）

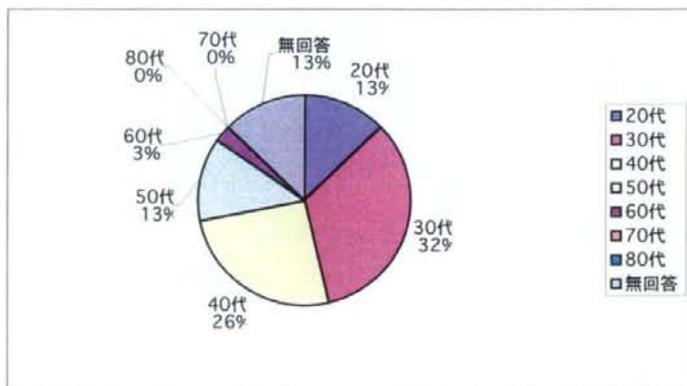


薬剤師

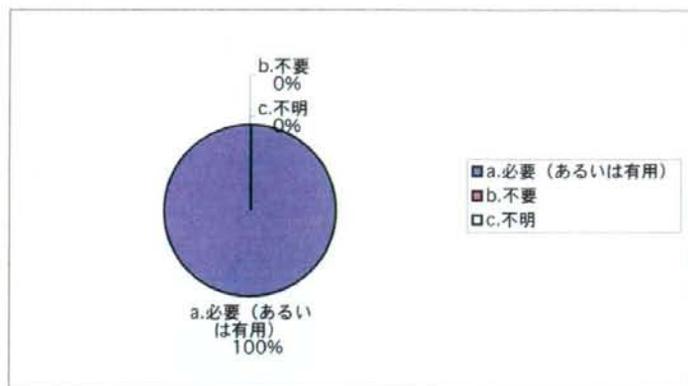
性別



年齢



外来患者の薬物治療の実施にあたり、医師から薬剤師への患者の情報の提供（緊急時および疑義照会としての情報交換は除く）は、薬剤師にとって



外来患者の薬物治療の実施にあたり、医師から薬剤師への患者の情報の提供は、薬剤師の必要性からすると

